確　　認　　書

　相談者（登録者）と世話やき人は、以下の点について、互いに了解のうえ、今後の結婚活動を二人三脚で進めていきます。

１　世話やき人の活動に関すること

　①　世話やき人は、相談者（登録者）の結婚活動をサポートし、相談者（登録者）

　　のお相手探しに努めるが、必ずしも相手を紹介できるとは限らず、全く会えない

　　場合もあること。

　　　また、交際に至ったとしても必ずしも成婚まで結びつくものではないこと。

　②　相談者（登録者）が同時にサポートを受けられる世話やき人は、１人だけであ

　　り、複数の世話やき人に申し込むことはできないこと。

　③　相手探しは、結婚希望者情報一覧表を活用するなど、世話やき人間で相談者（登

　　録者）の情報を広く共有しながら行うこと。

　④　世話やき人は引き合わせ（対面）の相手を紹介する際に、複数の相手を同時に

　　紹介することはしないこと。

　⑤　出会いに関するイベントや各種相談会を利用した支援を行うこと。

２　お世話やき活動の期間

　①　世話やき人は、本日から３年が経過した時点で、原則としてお世話やき活動を

　　終了すること。ただし、世話やき人及び相談者（登録者）の双方がお世話やき活

　　動の継続に合意すれば、活動を継続できること。

　②　相談者（登録者）の都合でお世話やき活動を中止したい時は、３年を経過しな

　　くても申出により中止若しくは登録を取り消すことができること。

　③　相談者が世話やき人とのルールを守らない場合等、３年を経過しなくても理由

　　を説明したうえで、お世話やき活動を終了する場合があること。

　④　相談者（登録者）と連絡が取れなくなった場合は、世話やき人の判断で、登録

　　を取り消すことがあること。

（２枚中、１枚目です。）

３　相談者（登録者）として配慮すべきこと

　①　相談者（登録者）は、世話やき人が善意で活動している全くの無償ボランティ

　　アであることを鑑み、特に金銭的な負担をかける行動や行為は慎むこと。（世話

　　やき人から電話があった場合、電話のかけ直しをするなどの配慮をすること）

　②　相談者（登録者）は、世話やき人からの連絡を待つだけではなく、自ら結婚に

　　向けた活動を行うこと。

　③　相談者（登録者）は、引き合わせ（対面）時の飲食や会場費、出会いイベント

　　等への参加費など結婚活動に要した費用のうち、自己の分を負担すること。

　④　相談者（登録者）は、引き合わせ（対面）後に交際に至った場合など、その後

　　の状況について、随時世話やき人に報告すること。

４　個人情報の取り扱い

　①　相談者（登録者）は、世話やき人との結婚活動により知り得た情報及び事項に

　　ついて、第三者に漏らすことがないよう秘密を厳守すること。

　②　世話やき人は、活動に際して得た個人情報について、相談者（登録者）に利用

　　の目的、範囲、方法について明示し、本人の許可なく第三者に漏らすことのない

　　よう秘密を厳守すること。

　③　世話やき人は、活動終了時には保有した個人情報は本人に返却するか、相談者

　　（登録者）の同意を得て市で完全な形で破棄すること。

５　その他

　　世話やき人が引き合わせ（対面）後に発生したトラブルについては、相談者（登

　録者）が当事者同士で解決すること。

　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　相談者（登録者）

　　　　　　　　　　　　　　世　話　やき人

※２部作成し、世話やき人と相談者（登録者）それぞれが１部ずつ保管してください。

（２枚目中、２枚目です。）

確　　認　　書

　相談者（登録者）と世話やき人は、以下の点について、互いに了解のうえ、今後の結婚活動を二人三脚で進めていきます。

１　世話やき人の活動に関すること

　①　世話やき人は、相談者（登録者）の結婚活動をサポートし、相談者（登録者）

　　のお相手探しに努めるが、必ずしも相手を紹介できるとは限らず、全く会えない

　　場合もあること。

　　　また、交際に至ったとしても必ずしも成婚まで結びつくものではないこと。

　②　相談者（登録者）が同時にサポートを受けられる世話やき人は、１人だけであ

　　り、複数の世話やき人に申し込むことはできないこと。

　③　相手探しは、結婚希望者情報一覧表を活用するなど、世話やき人間で相談者（登

　　録者）の情報を広く共有しながら行うこと。

　④　世話やき人は引き合わせ（対面）の相手を紹介する際に、複数の相手を同時に

　　紹介することはしないこと。

　⑤　出会いに関するイベントや各種相談会を利用した支援を行うこと。

２　お世話やき活動の期間

　①　世話やき人は、本日から３年が経過した時点で、原則としてお世話やき活動を

　　終了すること。ただし、世話やき人及び相談者（登録者）の双方がお世話やき活

　　動の継続に合意すれば、活動を継続できること。

　②　相談者（登録者）の都合でお世話やき活動を中止したい時は、３年を経過しな

　　くても申出により中止若しくは登録を取り消すことができること。

　③　相談者が世話やき人とのルールを守らない場合等、３年を経過しなくても理由

　　を説明したうえで、お世話やき活動を終了する場合があること。

　④　相談者（登録者）と連絡が取れなくなった場合は、世話やき人の判断で、登録

　　を取り消すことがあること。

（２枚中、１枚目です。）

３　相談者（登録者）として配慮すべきこと

　①　相談者（登録者）は、世話やき人が善意で活動している全くの無償ボランティ

　　アであることを鑑み、特に金銭的な負担をかける行動や行為は慎むこと。（世話

　　やき人から電話があった場合、電話のかけ直しをするなどの配慮をすること）

　②　相談者（登録者）は、世話やき人からの連絡を待つだけではなく、自ら結婚に

　　向けた活動を行うこと。

　③　相談者（登録者）は、引き合わせ（対面）時の飲食や会場費、出会いイベント

　　等への参加費など結婚活動に要した費用のうち、自己の分を負担すること。

　④　相談者（登録者）は、引き合わせ（対面）後に交際に至った場合など、その後

　　の状況について、随時世話やき人に報告すること。

４　個人情報の取り扱い

　①　相談者（登録者）は、世話やき人との結婚活動により知り得た情報及び事項に

　　ついて、第三者に漏らすことがないよう秘密を厳守すること。

　②　世話やき人は、活動に際して得た個人情報について、相談者（登録者）に利用

　　の目的、範囲、方法について明示し、本人の許可なく第三者に漏らすことのない

　　よう秘密を厳守すること。

　③　世話やき人は、活動終了時には保有した個人情報は本人に返却するか、相談者

　　（登録者）の同意を得て市で完全な形で破棄すること。

５　その他

　　世話やき人が引き合わせ（対面）後に発生したトラブルについては、相談者（登

　録者）が当事者同士で解決すること。

　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　相談者（登録者）

　　　　　　　　　　　　　　世　話　やき人

※２部作成し、世話やき人と相談者（登録者）それぞれが１部ずつ保管してください。

（２枚目中、２枚目です。）